

## 西脇市請負工事成績評定実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、西脇市工事検査等に関する規程（平成17年西脇市訓令第22号。以下「検査規程」という。）第15条第1号に規定する工事成績採点表の作成に伴う成績評定（以下「評定」という。）に関し、必要な事項を定める。

### 第2 評定の対象

評定は、請負金額が100万円以上の工事について行うものとする。ただし、電気、ガス、水道又は電話の引込工等で統括検査官が必要ないと認めたものについては、評定を省略することができる。

### 第3 評定者

工事成績の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査規程第2条に定める検査員、監督員及び工事等担当課長とする。

### 第4 評定の方法等

- 1 評定は、工事ごとに行うものとする。
- 2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- 3 評定は、工事の完成検査のときに行うものとする。
- 4 評定の基準及び工事成績採点表は、次の表の左欄に掲げる工事の種別に応じ、同表の中欄及び右欄に定めるところとする。

請負金額500万円以上の 土木工事	土木工事成績評定基準	土木工事成績採点表（様式第1号）
請負金額500万円未満の 土木工事	土木小規模工事成績評定 基準	土木小規模工事成績採点表（様式第2号）
請負金額1,000万円以上の 建築工事	建築工事成績評定基準	建築工事成績採点表（様式第3号）
請負金額1,000万円未満 の建築工事	建築小規模工事成績評定 基準	建築小規模工事成績採点表（様式第4号）
備考 中欄の評定基準については、別に定めるところによる。		

### 第5 評定結果の提出

評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、工事成績採点表を統括検査官に提出するものとする。

### 第6 評定結果の通知

- 1 統括検査官は、第5により評定者から工事成績採点表の提出があったときは、遅滞なく、請負者に対して、工事成績評定通知書（様式第5号）により評定結果を通知するものとする。

2 請負者への評定結果の通知は、郵送によるものとする。

#### 第7 評定の修正

1 評定者は、第5により工事成績採点表を統括検査官に提出した後、当該採点表を修正する必要があると認められる場合は、当該評定を修正することができる。

2 評定者は、1により評定の修正を行ったときは、修正した工事成績採点表を統括検査官に提出するものとする。

3 統括検査官は、評定者から修正した工事成績採点表の提出があった場合において、既に第6の通知を発しているときは、請負者に対し、工事成績修正評定通知書（様式第6号）により修正評定結果を通知するものとする。

4 請負者への修正評定結果の通知は、郵送によるものとする。

#### 第8 説明請求等

1 統括検査官は、評定結果（修正評定結果を含む）について請負者から書面による説明を求められたときは、速やかに工事成績評定に係る説明書（様式第7号）により回答するものとする。

2 1の回答に当たっては、西脇市工事請負契約等の適正を確保するための考査委員会（平成17年西脇市訓令第19号）の意見を求めることができる。

#### 第9 評定結果の活用

評定結果は、西脇市工事成績評定活用要領に定めるところにより、活用するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

様式第5号

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

西脇市統括検査官 印

## 工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、西脇市請負工事成績評定の実施要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対して、この書面の通知の日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、当該評定結果について説明を求める箇所及び内容を具体的かつ明確に記した書面により、評定の内容について説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

なお、疑問の旨に対する回答を受けた場合、再度の説明を求めることはできません。

### 記

- 1 工 事 名                          ○ ○ ○ ○ 工事
- 2 工 期                                  ○年 ○月 ○日～                  ○年 ○月 ○日
- 3 完成検査年月日                          ○年 ○月 ○日
- 4 成 績 評 定                          評定点 ○ ○ 点
- 5 送付先・手続き等の問い合わせ先  
〒677-8511          西脇市下戸田128番地の1  
                                西脇市統括検査官 宛  
                                TEL0795-22-3111(代)

様式第6号

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

西脇市統括検査官 印

## 工 事 成 績 修 正 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、西脇市請負工事成績評定の実施要領に基づき評定を修正した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対して、この書面の通知の日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、当該評定結果について説明を求める箇所及び内容を具体的かつ明確に記した書面により、評定の内容について説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

なお、疑問の旨に対する回答を受けた場合、再度の説明を求めることはできません。

### 記

- 1 工 事 名                    ○ ○ ○ ○ 工 事
- 2 工            期                    ○年 ○月 ○日～            ○年 ○月 ○日
- 3 完成検査年月日                    ○年 ○月 ○日
- 4 成 績 評 定                    修正評定点 ○ ○ 点
- 5 送付先・手続き等の問い合わせ先  
〒677-8511 西脇市下戸田128番地の1  
西脇市統括検査官 宛  
Tel.0795-22-3111(代)

様式第7号

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

西脇市統括検査官 印

### 工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工事名 ○ ○ ○ ○ 工事

2 疑問に対する回答